

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則**
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
 - 福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 - 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十五号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条（保健福祉事務所長への委任） 一～五（略） 六 生活保護法（昭和二十五年法律	第六条（保健福祉事務所長への委任） 一～五（略） 六 生活保護法（昭和二十五年法律

第四百四十四号）の施行に関する次に掲げること。

(1)～(13)（略）

(14) 第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の給付

(15)～(32)（略）

六の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行に関する次に掲げること。

(1)～(13)（略）

(14) 例による保護法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給

(15)～(30)（略）

第四百四十四号）の施行に関する次に掲げること。

(1)～(13)（略）

(14) 第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の給付

(15)～(32)（略）

六の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行に関する次に掲げること。

(1)～(13)（略）

(14) 例による保護法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給

(15)～(30)（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第六十六号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第十八条の見出し中「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

第十九号様式を次のように改める。

第19号様式(第15条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

福島県 保健福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式(第17条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

福島県 保健福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

第二十二号様式中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」及び「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島県生活保護法施行細則第十九号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式により提出された申請書は、改正後の第十九号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式により提出された申請書とみなす。

(社会福祉課)

福島県規則第六十七号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「国見総合支店、小坂支店、森江野支店、大木戸支店、大枝支店」を「国見支店」に、「霊山掛田総合支店、霊山支店、石戸支店、小国支店」を「霊山掛田支店」に、「梁川総合支店、栗野支店、堰本支店、白根支店、山舟生支店、富野支店、五十沢支店、東大枝支店」を「梁川支店」に改める。

附 則

この規則は、令和六年九月十四日から施行する。

(出納総務課)